

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第2号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（組織）

第13条 中央図書館に次に掲げる係を置く。

管理係 企画運営係 サービス第1係 サービス第2係 地域支援係

第30条の見出し中「次長」を「所長補佐」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「生涯学習センター」の次に「、総合教育センター及び教育相談センター」を加え、「次長補佐」を「所長補佐」に改め、「中央公民館」の次に「及び中央図書館」を加え、「、総合教育センター及び教育相談センターに所長補佐を」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「次長、館長補佐及び所長補佐」を「所長補佐及び館長補佐」に改め、同項を同条第2項とする。

第30条の2を削る。

第37条の表中

「

ア 被職務代理者	職務代理者	
	イ アに掲げる者に事故があり、又は欠け	ウ ア・イに掲げる者に共に事故があり、

	ている場合	又は欠けている場合
教育次長	生涯学習センター所長	次長
	中央図書館長	課長
	課長，総合教育センター所長，中央公民館長	
生涯学習センター所長	次長	
中央図書館長	課長	

」

を

「

ア 被職務代理者	職務代理者
	イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合
教育次長	課長，総合教育センター所長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長

」

に改め，同表生涯学習センター次長の項中「次長」を「所長」に改め，同表中央図書館の課長の項中「館の課長」を「館長」に，「課長補佐」を「館長補佐」に改める。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。